

防 災 号 外  
平成29年3月3日

西日本測定所ネットワーク構成員賛同者  
奈良・市民放射能測定所 代表 辻本 誠 様

奈良県総務部知事公室  
防 災 統 括 室 長

関西電力「高浜原子力発電所」「美浜原子力発電所」「大飯原子力発電所」、  
及び四国電力「伊方原子力発電所」についての質問書（回答）

平素より本県の防災行政にご理解とご支援をいただきありがとうございます。  
平成29年2月1日付け標記質問書について、別紙の通り回答いたします。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路30番地  
奈良県防災統括室 企画・自衛隊誘致係 梶本  
TEL:0742-27-8425 (ダイヤル)

## 質問事項

### 第 1～第 13-01、03（第 13-02 を除く）への回答

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（改正原案）」によると、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の範囲の目安は「原子力施設から概ね30km」とされていますが、本県に最も近い福井県の高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所は、両者とも県境から約90km弱離れているため、仮に原発事故が発生しても、本県に直ちに影響はないと考えています。

そのため、原発事故が発生した場合の本県への影響については、具体的な試算を行うことは難しいものと考えます。

本県では、原発事故対策について国の動向を注視しながら、県民の皆様の安全の確保に向けて十分に検討していきたいと考えています。

## 質問事項

### 第 13-02 への回答

災害が発生したとき、都道府県は「災害対策基本法」第23条に基づいて、災害対策本部を設置し、情報の伝達や収集を行うとともに、市町村や関係機関と連携をとり、応急対策を実施することになります。

同法においては、地震、津波などの自然災害のほか、放射性物質の大量の放出を原因とする災害も対象としています。（同法第2条第1号及び同法施行令第1条）

県では、災害が発生した場合、同法及び奈良県地域防災計画に基づいて、直ちに災害応急対策を実施することとしています。

奈良県地域防災計画においては、「原子力災害予防計画」及び「原子力災害応急対策」をそれぞれ定めています。

「原子力災害予防計画」では、原子力発電所の事故による原子力災害の被害の防止に万全を期すため、関係機関との情報の連絡体制や、環境放射線のモニタリングの実施体制を整備しています。関係機関との情報の連絡体制に関しては、関西広域連合と原子力事業者との覚書等により、連絡ルートやトラブル発生時の情報提供方法について詳細に決められています。

「原子力災害応急対策」では、原子力災害発生時に、関係機関からの情報収集に努めるとともに住民等に対して情報を確実かつ速やかに伝達することや、住民等からの相談や問い合わせに対して窓口を設置することなどを定めています。また、環境放射線については、国との連携のもと平時のモニタリング結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握し、その情報について関係機関に連絡をするとともに住民等に速やかに提供することとしています。

（奈良県地域防災計画は県の公式ホームページに掲載しています。）